

# 令和8年度「練馬区立向山小学校・学校いじめ防止基本方針」

## 1 本校の基本方針

- ・いじめは重大な人権侵害であり、決して許されないものである。
- ・いじめが発生した場合には、いかなる理由があっても被害児童の側に寄り添い、解決を目指す。
- ・いじめはどの学級でも起こり得るとの認識に立ち、担任一人で解決するのではなく、全教職員が共通理解のもと、組織で対応する。

## 2 対策方針の基本的な考え方

- ・全教職員がいじめに対する「危機意識」「当事者意識」を常にもち、児童を守ることができるのは、まず、学校であるとの強い決意と高い指導力で日々の指導に当たるようにする。
- ・いじめの未然防止や早期発見に向け、教育相談体制、校(園)種間の連携、保護者、地域との情報の共有等、従来の取組内容を見直し、実効性のある取組を行う。
- ・いじめが発生した場合は、早期解決に向け、教育委員会との連携を強化するとともに、専門家等の関係諸機関との連携を取れる体制をつくる。

## 3 学校の取組

### (1) 学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

#### ① いじめ防止基本方針の策定

- 具体的な取組や年間計画の策定・実行等について

- ・5、9、10、1、3月のいじめに関するアンケート(生活アンケート B6版)や6、11、2月のふれあい月間時の取組調査(生活アンケート A4版)の実施、また、いじめ未然防止に向けた学校全体、各学級での指導を行う。
- ・年度当初と中間期において生活指導全体会をもち、各学級の配慮を要する児童について共通理解を図る。
- ・夏季休業中に特別支援又は不登校対応に関する研修会を行い、配慮を要する児童への指導の在り方等の研鑽を深める。
- ・毎週金曜日に生活指導夕会を行い、校内の生活指導上の課題や配慮を要する児童への共通理解を深める。

#### ② 組織の設置

- いじめ未然防止対策のための組織の設置

- ・「向山小学校いじめ対策推進委員会」を組織し、いじめ問題に組織的に対応できるようにする。
- ・校長は、「いじめ対策推進委員」を指名する。推進委員は、校長、副校長、いじめ対策推進教員、教務主任、生活指導主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、生活指導部会の低学年・中学年・高学年・専科から各1名(役割を兼務している場合あり)、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員とする。

- 学校サポートチームの設置

- ・いじめ対策推進法第22条に基づく「向山小学校いじめ対策推進委員会」を支援する組織として位置付ける。
- ・児童の問題行動等の未然防止、早期解決を図るため、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった組織である。
- ・構成メンバーは、学校以外では保護者代表、指導相談所職員、福祉関係部署職員、スクールサポーター(警察)、SSWr、民生・児童委員、保護司とする。

- 重大事態への対応を行うための組織の設置

- ・重大事態が発生した場合は当該重大事態に適切に対処するため組織を緊急に設ける。発生した事態の性質に応じて、いじめ対策委員会に適切な専門家を加える。

### (2) いじめの未然防止

#### ① 学校教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- ・社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むよう、学校教育全体を通じた道徳教育を推進する。また、その中で人権尊重の理念である自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるような、互いの人格を尊重し合える態度を育成する。
- ・児童の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力を育むため、読書活動の充実や表現活動を取り入れた教育活動を推進する。また、筋道立てた思考力や科学的な知識も正しい判断力へつながるとの立場から、全ての教科での学習がいじめ未然防止につながるとの認識をもち、指導に当たる。

- ・生命や自然を大切にできる心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識等を育てるため、自然とふれあう活動や宿泊行事等の体験的活動を充実させる。
- ・児童が学習場面で活躍できるよう授業改善に努め、自分が認められていることや自分を大切にされていると感じられるようにする。係活動・クラブ活動・委員会活動・縦割り班活動等でも自分が必要とされていると実感できるようにし、自己有用感や自己肯定感を高める教育活動を充実させる。
- ・外部人材の協力も得ながら発達段階に応じた情報モラル教育を行い、適切にネット社会と関わっていきけるような態度を育てる。

## ② 児童の主体的な活動の促進

### ○ 特別活動を通して

- ・児童会や各学級が主体となり、あいさつ運動を年間通じて行い、いつでも、どこで、だれとでも気持ちのよいあいさつができる児童を育てる。
- ・学級活動、縦割り活動、委員会活動、学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、よりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的・実践的な態度を育てる。

### ○ いじめ防止・克服に向けた取組

- ・11月のふれあい月間中の区のいじめ防止、克服に向けた取組に参加し、いじめ標語・いじめ防止シンボルマーク、いじめ防止ポスター等を作成する。
- ・年3回のふれあい月間中に、全クラスでいじめ未然防止授業を行う。(東京都教育委員会 いじめ総合対策[第三次]下巻実践プログラム編いじめ総合対策[子供版]令和7年6月版を活用)

## ③ 教職員の指導力の向上

- ・校内研修を充実させ、いじめ問題に対する正しい理解を深めたり、いじめに対する指導力の向上に努めたりする。
- ・体罰や教職員の言動もいじめの要因になり得るとの認識に立ち、体罰禁止の徹底や教職員の人権意識の向上を目指す。
- ・ネット社会における問題や有害情報への対処の仕方を理解するなど、研修を通して情報セキュリティに関する知識・技能を身に付ける。
- ・「人権教育プログラム」「いじめ総合対策[第三次]」「生徒指導提要」を熟読し、いじめ対応の指導力の向上を図る。

## (3) いじめの早期発見・早期対応

### ① 定期的ないじめの実態把握

- ・朝の出席確認の際に一人一人の様子を把握したり、クラスの児童に一日一声をかけたりして、児童の些細な変化を見逃さないようにする。また、休み時間も可能な限り児童とともに過ごし、児童の様子を把握できるようにする。
- ・5、9、10、1、3月に生活アンケートや聞き取りを行い、常に実態を把握できるようにする。ふれあい月間(6月、11月、2月)にふれあい月間取組調査(生活アンケートA4版)を実施する。

### ② 教育相談の充実

- ・スクールカウンセラーや心のふれあい相談員による相談などを設定し、児童が悩みを相談できる機会を増やす。
- ・児童とスクールカウンセラーや心のふれあい相談員との関わりの場を設定し、3年生、5年生との全員面接を行い、教職員への助言等につなげる。

### ③ 保護者・地域との連携強化および啓発の促進

- ・練馬区教育委員会「いじめ等対応支援チーム」からのお願いの配布や学校便り、ホームページ等を活用して、いじめ防止に関する取組や豊かな心の育成に向けた実践等を積極的に保護者・地域に発信する。
- ・保護者会や個人面談、学校評議員会、PTA 役員会を活用して、校外におけるいじめに関する情報を収集し、情報の共有を図るとともに指導に活かす。

### ④ 事実確認といじめの認知

- ・児童間でトラブルが発生したときは、当人及び周りの児童一人一人から丁寧に聞き取りをし、時系列で事実確認をする。
- ・「いじめ対策委員会」を開き、情報の共有をし、違いがあるときには再度聞き取りをする。それらの結果をもとに、いじめであるか、いじめの疑いの状況であるか等について協議した上で、校長が判断する。

## (4) いじめへの対処

### ① いじめられる側の児童への支援

- ・いじめられる側の児童に寄り添い、事実関係を丁寧に聞き取りながら、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝える。
- ・児童の個人情報の取扱いやプライバシーに十分留意し、スクールカウンセラーや心のふれあい相談員と協力しながら、児童に心理的負担を与えないよう配慮する。

- ・保護者に事実関係、指導内容と今後の対応を迅速に報告し、いじめられる側の安全確保に努め、今後の不安を除去するための対応を説明する。

#### ② いじめ側の児童への支援

- ・教育的配慮の下、いじめ行為に対しては、毅然とした態度で指導に当たり、必要に応じて別室で指導等の個別の働きかけを行う。
- ・いじめ側の心理的な背景を受け止めながら、関係を丁寧に取り取る。いじめの背景にも目を向け、いじめ側の児童の健全な人格の発達に配慮しながら、組織的、継続的な観察や指導を行い、状況に応じて必要な支援を実施する。
- ・保護者に状況を伝え、今後の対応を適切に行うために保護者の協力を求め、保護者とともに人格の成長を主とした再発防止につなげる教育活動を行う。

#### ③ いじめの周囲の児童の心理を把握した指導

- ・見て見ぬふりやいじめの助長につながる行為はいじめていると同じであることを理解させるとともに、いじめを知らせる勇気をもつよう伝える。
- ・いじめを知らせた児童に対しては、安全を守り通すことを伝えるとともに、組織として情報の共有を行い、見守りや声掛けを行う。

#### ④ 学校組織全体でのいじめへの対処

- ・平素からいじめへの対応について共通理解を図り、組織的に対応していく意識を構築する。
- ・いじめであるかどうかの判断は、聞き取った情報を基に、いじめ対策委員会で判断する。いじめと認知した場合は、情報の共有、教職員の役割分担、今後の対応を検討する。
- ・いじめの疑いがある場合や解決したと思われる場合も、安易な判断は避け、最低3カ月の長期的な継続観察、見守りを行う。
- ・解決後も、担当といじめ対策推進委員長は、いじめられていた児童とその保護者に対して、報告・連絡を密にし、当該児童の不安を取り除くよう、努める。

#### ⑤ 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告し、指導の下に対処を行う。
- ・重大事態の性質に応じた専門家を加えた組織を迅速に立ち上げ、対応に当たる。
- ・最悪の事態を避けるため、中断なく被害児童の見守り体制を構築するほか、児童が帰宅後の様子等の情報も積極的に収集する。

#### ⑥ インターネット上のいじめへの対応

- ・「SNS学校ルール」を示し、トラブルの未然防止に努めるとともに、各家庭における主体的なルール作りを推進する。
- ・公開の掲示板や動画投稿サイト等で児童の個人情報公開された場合は、短時間で被害が拡大する可能性があることから、保護者と相談し、必要に応じて警察等に相談及び通報し、援助、助言を求め、削除依頼などの適切な措置を慎重に行う。
- ・インターネット上でいじめを行った児童には、個人情報に関する書き込みや発信等は重大な人権侵害であり、犯罪に当たることを指導する。

#### ⑦ 校(園)種間および関係機関との一層の連携

- ・新1年生の入学時、及び6年生の卒業時には、校種間でいじめに関する情報連携を行う。
- ・いじめの要因は様々であることから、教育相談室、適応指導教室、子ども家庭支援センター、学童クラブ、ひろば、児童相談センター等との情報共有を行う。

### (5) 学校におけるいじめ防止等の取組の点検

- ・定期的ないじめの調査から課題を洗い出し、計画的にいじめ問題に取り組めるようにする。
- ・教職員や保護者等による学校評価において、学校がいじめに対する組織的で迅速かつ適切な対応の状況を定期的に評価する。その結果を基に改善を図る。
- ・「いじめ対策委員会」は毎年自校の取組の成果と課題を検証し、学校いじめ防止基本方針が機能しているかを評価する。その結果、更新、改訂を行う。

## 4 付則

この練馬区立向山小学校「学校いじめ防止基本方針」は平成26年3月1日から施行する。毎年、年度末に見直し、更新・改訂を行う。